

平成28年第1回邑楽町議会定例会議事日程第5号

平成28年3月18日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 2 同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 3 同意第5号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 4 請願・陳情
- 第 5 発議第1号 奨学金制度の充実を国に求める意見書提出について
- 第 6 閉会中の継続調査について

追加議事日程

緊急質問

○出席議員（13名）

1 番	黒 田 重 利	議員	2 番	大 賀 孝 訓	議員
3 番	瀬 山 登	議員	4 番	松 島 茂 喜	議員
5 番	塩 井 早 苗	議員	6 番	原 義 裕	議員
7 番	松 村 潤	議員	8 番	神 谷 長 平	議員
9 番	半 田 晴	議員	10 番	坂 井 孝 次	議員
11 番	大 野 貞 夫	議員	12 番	田部井 健 二	議員
14 番	小 島 幸 典	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
大 竹 喜 代 子	教 育 長
小 倉 章 利	総 務 課 長
橋 本 喜 久 雄	企 画 課 長
金 井 幸 男	税 務 課 長
吉 田 紳 二	住 民 課 長
橋 本 圭 司	安全安心課長
河 内 登	健康福祉課長
多 田 哲 夫	子ども支援課長
大 舘 一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長
半 田 実	商工振興課長
小 島 靖	都市建設課長
神 山 均	会計管理者 兼会計課 長
茂 木 一 夫	水 道 課 長
清 水 雅 文	学校教育課長
半 田 康 幸	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田 部 井	春 彦	事 務 局 長
石 原	光 浩	書 記

◎開議の宣告

○田部井健二議長 これより本日の会議を開きます。

議事の日程は、配付のとおりであります。

〔午前１０時０２分 開議〕

○田部井健二議長 暫時休憩いたします。

〔午前１０時０３分 休憩〕

○田部井健二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前１０時２０分 再開〕

◎緊急質問

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○４番 松島茂喜議員 学校給食衛生管理基準に反する米飯供給の件について緊急質問をしたいので、同意を求めます。

○田部井健二議長 ただいま松島茂喜議員から学校給食衛生管理基準に反する米飯供給の件について緊急質問をしたいとして同意を求められました。

よって、松島茂喜議員の学校給食衛生管理基準に反する米飯供給の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。

松島茂喜議員の学校給食衛生管理基準に反する米飯供給の緊急質問に同意の上、日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○田部井健二議長 起立多数。

よって、松島茂喜議員の学校給食衛生管理基準に反する米飯供給の緊急質問に同意の上、日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに発言を許すことは可決されました。

松島茂喜議員の発言を許します。

松島茂喜議員。

〔４番 松島茂喜議員登壇〕

○４番 松島茂喜議員 学校給食衛生管理基準に反する米飯供給について緊急質問を行います。

先ほど議会運営委員会、そして全員協議会の中でも趣旨説明等概略させていただきましたが、緊急を要するということをお認めをいただきまして、質問台に立っておるわけでございますけれども、私も一般質問、そして予算審議の中でこの件については質問させていただいた経緯がございます。

子供に対して安全な給食を供給するということは、これ当然の義務であります。残念ながら国が定めている学校給食衛生管理基準に適正に適合されていないというところで、米飯供給に関しては今までの答弁からしますと、指導を受けていたということでございますけれども、まず事実確認を何点かさせていただきたいと思っています。その指導でございますが、どこから、誰が、どんな内容の指導を受けたのか、その点についてお伺いをします。

○田部井健二議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 お答えいたします。

群馬県教育委員会健康体育課学校安全・給食係というところからで、共同調理場において調理した食品を2時間以内に給食できるようにされているが、ご飯についてのみそれが守られていないので改善を図るようということが指導されました。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 その指導は、いつから、何回にわたって受けていたのか、その点お願いいたします。

○田部井健二議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 その指導日は、平成28年1月26日でございます。何回ということですが、今までは直接そういうことはやれていない実態はありましたけれども、正式に指導を受けたのは1月26日でございます。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 その指導を教育長が直接受けられたということなのでしょうけれども、その指導を受けた後の対応を何点かお聞きしたいのですが、まず町長への報告は直ちにされたのかどうか。

○田部井健二議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 お答えします。

県のほうには努力中ということで報告しましたが、町長には、大変申しわけありません、報告していませんでした。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 そうしましたら、教育委員会への報告もされていないかなと思うのですが、その点どうでしょうか。

○田部井健二議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 3月の教育委員会で報告する予定になっております。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 学校、幼稚園、現場にはどうでしょうか。報告はされたのでしょうか。

○田部井健二議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 県の指導を受けてすぐには連絡はしていなくて、子ども支援課のほうとこちらの教育委員会事務局のほうに話題にしましたけれども、直接学校と幼稚園に指導したのは3月に入ってからでございます。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 3月に入ってからということですが、先日産業福祉常任委員会の中で私幼稚園の園長3名に確認をさせていただきましたが、報告は受けていないということでございました。ということは、その後という解釈でよろしいですか。14日ですか、月曜日が委員会でしたので、その後ということよろしいですか。

○田部井健二議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 3月16日に小学校、中学校、幼稚園に連絡をいたしました。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 学校給食法の第9条第3項でございますが、今朗読をさせていただきますけれども、「義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする」という規定がございます。ですから、教育長が学校現場に通達をしたのが3月16日、教育長が直接教育委員会のほうから指導を受けたのが1月16日ということですから、実にそこちょうど2カ月ぐらい間があるわけです。ですから、この学校給食法の第9条第3項に照らしても適正な措置がなされていないということです。やはり、それは危機管理と申しましょうか、その責任者として意識的にはそれはちょっと欠如している部分もあるのではないかと私は思います。子供の安全ですから、真剣に考えてもらうことは当然なのですけれども、そういった法に基づいた対応もちゃんとしていただかなくは困るわけです。ぜひそこはやっていただきたいと思います。

そして、次は原因です。どうしてこういった状況になってしまったのか、その原因について。原因はどこにあるか。これ、聞きましたけれども、もう一度、検証したと思われまますので、その原因についてどこに原因があったかお伺いします。

○田部井健二議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 お答えします。

学校給食会を通して、そして業者委託をして学校の給食を提供するというこの方法を選んだということで、群馬県内同じルートを通るところは、438校が給食センター方式のところは現在どこもないということで、ここを選んだということが一番大きな原因になっているかなと思います。自校方式の65校については、それがクリアされているということでございます。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 ということは、やはり学校給食会を通じて、学校給食会が悪いという話ではなくて、そこを通じて、そこから委託をされている業者が必然的に学校給食会と契約を直接結ぶわけですから、そこが委託された業者を介して給食が米飯を供給されている。だから、こういう問題が出ている。それであるならば、それをどこかで改善しなくてはならないわけですが、契約の話をさせていただきましたが、3月31日で終わってしまいます。4月1日から新たな契約ということですが、従来どおりの契約を結ぶかどうか、町長、契約者でしょうか、どうするのでしょうか。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 この学校給食衛生管理基準の中に、その食品の適切な温度管理等ということの中で具体的に2時間ということがあります。ご指摘されましたように、それが守られていないといいますか、努力が足りないということになるわけですが、でありますので、現時点では3月31日まで契約済み。新年度、平成28年度については4月から始まるわけですので、これについての契約をどうするかということについては、今担当のほうでご指摘をいろいろいただきましたので、改善に向けて協議をしているところでもあります。したがって、契約の中にはこの契約の定めがない事項については、この甲と乙、すなわち現時点では邑楽町と、これは群馬県の学校給食会の甲乙で協議をして決めるということの条項もあります。

一番問題なのは、新年度が始まって4月1日からどうするかということが出てくるわけです。これをできるだけ短い期間での契約ということもしなくてはならないのかなと、そういう現実を見た場合にはならないかなとは思っておりますから、その協議の中できのう教育長のほうが11月30日までという話がありましたけれども、必ずしもそこまでいかない、前の段階で他の業者との、これも協議になりますが、それができれば、できるだけ短い期間での契約をするようにしていきたいというふうに思っております。まだ協議中でありますので、こうしたいと、こうしますということが申し上げられなくて大変申しわけないのですが、これについては協議をして、そしてできるだけ衛生法の基準に近づけるような形で、これから協議を進め、そしてそのような形で契約をしていければと、またそうしたいと、このように思っております。

○田部井健二議長 金子町長に申し上げます。

先日も注意をしましたけれども、質問のオウム返しはしないでください。それと、答弁はもう少し簡単明瞭にお願いをいたします。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 再度確認しますが、従来どおりの契約を結ぶということによろしいのでしょうか。簡単に教えてください。結ぶか結ばないか。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 契約の方法もありますので、随意契約ということで今まで行っていたようでありま

すから、そういうことでなくして、競争入札といいますか、そういうことも一つあり得ると、そのように考えています。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 競争ということも十分あり得るといような具体的なお話がありました。非常に私はいいい方向性かなと思いますけれども、いずれにいたしましても、まだ協議中ということとで具体的などころがわかっていないというお話ですが、先ほど申し上げましたように、タイムリミットは3月31日までということですから、当然もう早急にその結論を出していかなければならない。契約の内容について、また方法についても出していかななくてはならない、それはもう強く要望いたします。

それから、やはりこういった問題が起きて一番不利益をこうむる可能性があるのは子供であります。その関係する、当然保護者でございます。その保護者の方々に、今回こういった状況になっているその理由、それからこの現状、状況を私は報告をする、政治的な責任は私は町長、教育長にはあると思っていますけれども、その責任についてはどういったお考えなのでしょうか。

○田部井健二議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 お答えします。

給食センター運営委員会の中には、PTAの方も入っているということですので、できるだけ、年に1回ですが、早目に運営委員会を開きたいと思います。もう一つは、給食だよりを通して保護者の方にはお知らせをしていきたいというふうに考えています。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 給食だよりというお話です。それから、運営委員会をすぐ開くということで今教育長のほうから答弁ありましたけれども、それも一つの方法ですが、私は緊急性があるものですから、直ちに保護者の方には知らせていただきたい。文書によって知らせる義務が私はあると思います。後々からどんどん、どんどんこの問題が大きくなってしまって、また対応にもよりましてけれども、それはおさまることが一番望ましいわけですがけれども、そういった話がどんどん出ていってしまって、その後保護者の方から、何でそういう事実があったのに隠していたのだ、何で早く教えてくれなかったのだということになると、これは非常に問題です。ですから、そこはやはり、さっきも申しましたけれども、お二人の政治的責任もあるでしょうから、その責任についてはしっかりと包み隠さず迅速に、私はお知らせをしていただきたいと思います。

中学校の統合問題のときに謝罪文をすぐに出しましたがね。あれだけ早い対応ができたのですから、教育長、ぜひとも今回もやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。年度末までには必ず私は知らせるべきだと思っています。

○田部井健二議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 今給食の提供がない期間でありまして、4月から新しい年度が始まりますので、

検討して早く、とにかく組織がスタートしたらすぐにお知らせできるように努力したいと思います。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 給食を提供している時期と、そうでない時期と何の関係があるのでしょうか。全く私は無関係だと思いますけれども、それとは。それよりも、まずはお子さんの保護者の方に現状を知っていただく、そして説明をする。その責任は当然執行側にあるわけですから、早急にやらなければ、これはならない問題だと私は思います。そういった緊急性もあるからこそ、私は質問させていただいているのです。一般質問とは違いますので、ぜひその辺はもう時間がないですから、早急に出してください。どうでしょうか。待たずに。

○田部井健二議長 大竹教育長。

○大竹喜代子教育長 県下全て給食センター方式のところはそうだと思うのですが、少なくとも邑楽町については早目に出したいというふうに思っております。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 ほかの市町村のことよりも、ほかの市町村も大切です、もちろん。自分の町もその中に含まれているわけではないですか。ほかの町がどうのこうの、ほかの町も邑楽町と同じ状況だから、その対応を真摯にやらない、遅くても大丈夫だみたいな、そんな意味合いを含んだ答弁というのはよくないと私は思います。もう少しやっぱり真剣に考えてくださいよ。本当に子供の命にかかわる問題なのですから、これは。私も食に関しての仕事をさせていただいておりますけれども、本当に食中毒は怖いです。目に見えないものを相手にするのです。ウイルスや細菌は見えませんか。それを相手にしている、本当に衛生管理をちゃんとやってもらわないと困る業界なのです。ですから、それが基準に合っていないから、合っていないことをみすみすわかっていて、それで契約を結ぶというのは、きのう町長、私申し上げましたけれども、食中毒が仮にあった場合、業者だけの責任ではないです。それをわかっていて契約した側にも必ず責任を問われるのです。そういったことも考えれば、一日も早い早急な対応が私は必要だと思っています。

そして、何よりも繰り返し申し上げますけれども、保護者に対しての報告、通達、そういったものをまず最初にやるべきです。近隣の市町村の状況を調べる前に、そっちが先でしょう。順番からしたら逆です。当事者のことを考えてください。当事者は子供、子供なのです。邑楽町の宝ですよ、子供は。その宝に町民の命と財産を守らなければならない立場にいます、お二人は。私たちもそうですけれども。そういう立場にいる人が危険にさらしているのではないですか。本末転倒、言語道断です。そういませんか、町長、どうですか。この現状を踏まえて、本当に心から、しんからすぐに対応しよう、これではまずいと思っている気持ちが少しでもあるのだったら具体的にどうやったらいいかおっしゃってください。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほどもお願いしている事業者の件を申し上げましたけれども、そういう変更とい

いますか、改善をするということの今協議中でもありますから、それらの部分が整い次第、今言われたようなことについては教育委員会のほうから一日も早く保護者の方にその通知が出るように指導し、また教育長のほうにもそう命じたいと思います。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 期待してよろしいですね。必ず出してください。本当にこれは大変な問題ですから。ぜひとも真摯に受けとめて誠意のある対応をしていただきたい。それは、子供も保護者も必ず望んでいると思いますし、ぜひお願いします。本当に土下座をしてお願いする気持ちです、私は。今まで答弁を伺ってきましたけれども、結果的には3月31日までの間にその契約書の内容に変更が可能なのか、そういった協議を具体的に詰めていくというお話でございました。反省のうちに立っていただきたいのですけれども、今までもその報告の経路というのは教育長から始まって、なかなかスムーズに行われてこなかった経過があります。ぜひとも運営委員会の話も出ました。それから、教育委員会もちろんそうです。そういった要職にある方々に集まっていただいて、それは緊急に集まっていただいて、それで報告をし、対応を一緒になって協議する、それまずやるべきです。保護者に通知を出した後です、それは。ぜひ、ぜひ改善に向けて、私はいい答えが必ず出ると思っています。いろんな市町村、自治体があります。いろんな給食の提供の仕方をやっている自治体、それぞれさまざまです。研究すればするほどいろんな情報がもちろん入ってきますので、その中から一番自分のこの町に合った適切な方法を選んでいただいて、一日も早い改善をしていただきたいというふうに考えております。期待しております。お願いいたします。

これで質問を終わります。

○田部井健二議長 これをもちまして緊急質問を終結します。

◎日程第1 同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

）

日程第3 同意第5号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○田部井健二議長 日程第1、同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてから日程第3、同意第5号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてまでの3案を関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました同意第3号、同意第4号、同意第5号の行政不服審査

会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

行政不服審査法第81条第1項の規定による邑楽町行政不服審査会を設置することに伴い、太田市在住の高木祥充氏、邑楽町大字藤川在住の中村詔司氏、邑楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏の3氏を委員として委嘱したいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより3案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより同意第3号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第4号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第5号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第5号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第4 請願・陳情

○田部井健二議長 日程第4、請願・陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

坂井孝次総務教育常任委員長。

〔坂井孝次総務教育常任委員長登壇〕

○坂井孝次総務教育常任委員長 総務教育常任委員会に付託されました請願について、審査結果を報告いたします。

請願第3号 奨学金制度の充実を国に求める請願につきましては、請願内容を妥当と認め、委員の全員一致をもって採択と決定しました。

以上、報告します。

○田部井健二議長 請願第3号 奨学金制度の充実を国に求める請願についての委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより請願第3号 奨学金制度の充実を国に求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、請願第3号は採択と決定しました。

◎日程第 5 発議第 1 号 奨学金制度の充実を国に求める意見書提出について

○田部井健二議長 日程第 5、発議第 1 号 奨学金制度の充実を国に求める意見書提出についてを議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

坂井孝次議員。

〔10番 坂井孝次議員登壇〕

○10番 坂井孝次議員 発議第 1 号につきまして趣旨説明を申し上げます。

総務教育常任委員会に所属いたします全議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか関係大臣に対しまして、意見書を提出するものであります。意見書の内容を読み上げます。

奨学金制度の充実を国に求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生などを対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年 3 % を上限とする利息付の第二種奨学金があり、平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万人、第二種が約92万人となっている。

しかしながら、近年、貸与者及び貸与金額が増加するなか、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入したほか、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施している。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、さまざまな制限があることなど問題点が指摘されている。

よって、政府においては、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず安心して学業に専念できるよう、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充するほか、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。
- 2 収入が一定額を超えた場合に、所得に応じた返還ができる所得連動返還型の奨学金を創設すること。
- 3 授業料減免の充実とともに、無利子奨学金をより一層充実させること。
- 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

このような内容により意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第1号 奨学金制度の充実を国に求める意見書提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 閉会中の継続調査について

○田部井健二議長 日程第6、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び中央公民館建設特別委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎閉会の宣告

○田部井健二議長 以上をもちまして今期定例会の日程は全て終了しました。

以上で平成28年第1回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力をいただきましてありがとうございました。

〔午前11時03分 閉会〕